平成２８年（フ）第９２号
福井県鯖江市定次町第３号９番地
債務者　岸本　洋子
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　紅谷　崇文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月９日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年７月26日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５３８号
名古屋市港区港陽１丁目１番50号　ファミール港陽ベイレジデンス1001号
債務者　杉山　元一
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３８１号
埼玉県蓮田市西新宿２丁目90番地１　シングルインズ108号、旧住所埼玉県上尾市大字原市2308番地１
債務者　新藤　　誠
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤　　進
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年８月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６７号
名古屋市西区新道１丁目12番28号　ライオンズマンション浅間町南1002号
債務者　本田　由紀
1　決定年月日時　平成28年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　裕治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月24日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５１１号
札幌市東区北23条東１丁目６番10号　リバーサイド・コート10号
債務者　及川　琇雄
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５８７号
札幌市中央区南２条東６丁目２番地１　ギャラリーハイツ南２条Ｂ棟807号
債務者　関本　洋平
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４８号
札幌市東区北31条東８丁目２番10号　清水ハイツ401号
債務者　尾碕　厚司
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９号
山形県酒田市こがね町２丁目19番地の９、前住所神奈川県相模原市中央区淵野辺４丁目28番８号　サンチェリービル206
債務者　富樫　真子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２０号
山形県東田川郡庄内町狩川字上割７番地７、前住所群馬県太田市下浜田町307番地５　ラフィナートＢ一101号
債務者　秋葉　信幸
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２８年（フ）第２０号
福島県会津若松市北青木11―38　エルヴィータ青木101、住民票上の住所福島県耶麻郡北塩原村大字桧原字早稲沢539番地
債務者　小椋トミ子
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２２号
福島県会津若松市東山町大字石山字院内599番地、前住所福島県会津若松市馬場本町１番３号
債務者　渡部　大作
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
福島県会津若松市町北町大字始字北台75番地の４、前住所福島県会津若松市旭町３番14号
債務者　松本　　武
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
群馬県藤岡市藤岡570番地13
債務者　下田　政枝
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７２号
群馬県高崎市鼻高町52番地５　鼻高フラットＢ102号
債務者　石川　邦彦（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１１７号
埼玉県川越市大字的場1277番地11
債務者　坂本　粛寿
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２３号
埼玉県川越市大字石田103番地３　（コンフォートリパブリック102）
債務者　中村　祐司
1　決定年月日時　平成28年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部